

客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の推進に向けた 当面の取組方針について

平成28年10月27日
関係府省等申合せ

1. 関係府省庁、政策調査分析機関、研究助成機関等の関係機関（以下、「関係府省等」という。）は、我が国の科学技術イノベーションの状況を把握するために必要な情報の収集について検討を深め、必要に応じて人材、資金、制度、技術の動向等の新たな情報を収集することも含め、より幅広い情報の収集・分析機能や戦略立案機能の強化に向けた取組を行う。
2. 限られた政府研究開発投資の効果を最大限引き出し、伸長すべき政策的・分野への予算の拡充を図るため、
 - ① 科学技術基本計画と施策の紐づけを行い、科学技術イノベーション政策の全体像を把握し、
 - ② 科学技術関係経費の内訳に関する情報[※]について関係府省等で共有するとともに、
 - ③ 国立研究開発法人や大学等への科学技術関係経費について、政策目的別・分野別の配分状況等、客観的根拠に基づく政策推進のために必要な情報の収集について検討する。また、これらの情報の一般への公開の在り方についても検討を進める。
3. 公募型の研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐づけるため、関係府省等は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等において、論文・特許等の成果情報や会計実績の登録を徹底する。また、関係府省間のデータ共有について検討を進める。
4. これらの取組を進めるにあたっては、関係府省等における業務の効率的推進に、十分留意するものとする。

※ 科学技術関係経費事項別分析表（様式1）又はそれに準ずるものを指す。